

# 津市建設工事等参加意思確認型指名競争入札実施 要領

平成18年1月1日

改正 平成20年6月1日

改正 平成21年4月8日

(趣旨)

第1条 この要領は、指名競争入札の円滑な執行を図るため、本市が発注する工事又は製造の請負等(以下「建設工事等」という。)について参加意思の有無を確認することによる指名競争入札(以下「確認型指名競争入札」という。)を実施するに当たり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 確認型指名競争入札の対象となる建設工事等(以下「対象工事」という。)は、設計金額が1億5,000万円未満の建設工事等(市長が特に認めるものを含む。)とする。

(指名の要件)

第3条 確認型指名競争入札に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の12第1項の規定による建設業者等の指名(以下「入札指名」という。)をするに当たっては、当該確認型指名競争入札に参加させようとする建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可(建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録)及び同法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(建設コンサルタント等にあつては、市長が別に定める審査)を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が1年以上あること。
  - (2) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
  - (3) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
  - (4) 市長が指定する期間内に入札参加に係る申込書その他市長が必要と認める書類を提出していること。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する建設業者等については、入札指名をすることができない。

- (1) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止に係る期間中にある者
- (2) 建設工事等に関し次に掲げる者のいずれかに該当するため、請負人等として不適当であると認められる者
  - ア 建設工事等に基づくその工事等の関係者による措置請求に請負人等又はその関係者が従わないことなど当該建設工事等の履行に当たり不誠実な者
  - イ 下請代金の支払の遅延等により請負人等の下請契約関係等が明らかに不適切であると認められる者
  - ウ 一括下請を行わせた者
- (3) 行政機関等から集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属する者が実質的に建設業者等の経営を支配しているため、その建設工事等からの排除の要請があり、請負人等として不適当であると認められる者
- (4) 手形交換所からの取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、又はこれらに準ずる経営状態の著しく不健全である者
- (5) 建設工事等に関し工事成績評点が基準点未満の者及びこれに準ずる者
- (6) その他委員会（津市建設工事等入札参加資格審査委員会設置要綱（平成18年津市訓第3号）第1条に規定する津市建設工事等入札参加資格審査委員会をいう。以下同じ。）において不適当であると認められた者  
（参加意思に係る確認等）

第4条 市長は、入札指名をしたときは、その旨をインターネット等を利用して公表し、当該入札指名に係る建設業者等に通知するとともに、その日の翌日から起算して3日以内に当該建設業者等からその確認型指名競争入札への参加の意思の有無を確認する書面を徴するものとする。

2 市長は、前項の規定による入札指名に係る通知をした場合において必要があると認めるときは、速やかに当該入札指名に係る事項（市長の指定するものに限る。）を記載した書類を総務部調達契約課等の掲示板において掲示することができる。

3 市長は、第1項の規定により確認型指名競争入札への参加の意思の有無に係る確認を完了したときは、当該意思を有する建設業者等に当該確認型指名競争入札をさせるものとする。

（工事費等に係る積算内訳書の提出）

第5条 確認型指名競争入札への参加に係る建設業者等は、当該確認型指名競争入

札をするに当たっては、その入札時に第1回目の入札金額の根拠となった工事費等に係る積算内訳書を市長に提出しなければならない。

(設計書及び設計図書の閲覧等)

第6条 建設工事等に係る設計書及び設計図書については、第4条第1項の規定による通知をした日から別に定める締切りの日までの間、総務部調達契約課等において閲覧に供するほか、市長が別に指定する方法により、確認型指名競争入札への参加に係る建設業者等に有償で頒布することができる。

(入札への参加の辞退)

第7条 確認型指名競争入札への参加に係る建設業者等によるその入札への参加の辞退は、これを妨げない。

(入札回数)

第8条 確認型指名競争入札は、原則として3回(予定価格を入札の実施前に公表する場合にあっては、1回)を限度として実施する。

(入札の取りやめ等)

第9条 市長は、確認型指名競争入札への参加に係る建設業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等により公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、抽選による当該建設業者等の変更等を行い、又は当該確認型指名競争入札を延期し、若しくは取りやめることができる。

(無効の入札)

第10条 確認型指名競争入札に関し、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 確認型指名競争入札に参加する建設業者等に必要な資格のない者のした入札
- (2) 建設業者等による委任状を提出することなく、その代理人がした入札
- (3) 次に掲げる事項の記載のない入札
  - ア 入札金額
  - イ 工事名
  - ウ 入札の参加に係る資格者の氏名及び押印
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 誤字又は脱字により意思表示が不明りょうである入札
- (6) 入札金額の根拠となった工事費等に係る積算内訳書に記載された金額と

入札書に記載された金額が異なる入札

(7) その他確認型指名競争入札に関する条件に違反した入札

(公表)

第11条 市長は、確認型指名競争入札が終了したときは、速やかにその結果等について公表するものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第1項第2号の規定に関わらず、平成18年5月31日までに本市が発注する建設工事等に係る合併前の津市競争入札参加資格者名簿に登載された建設業者等の参加資格については、なお従前の例による。

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月8日から施行する。